別紙1

ウェブアンケート調査の回答者数及び注意喚起文書送付件数

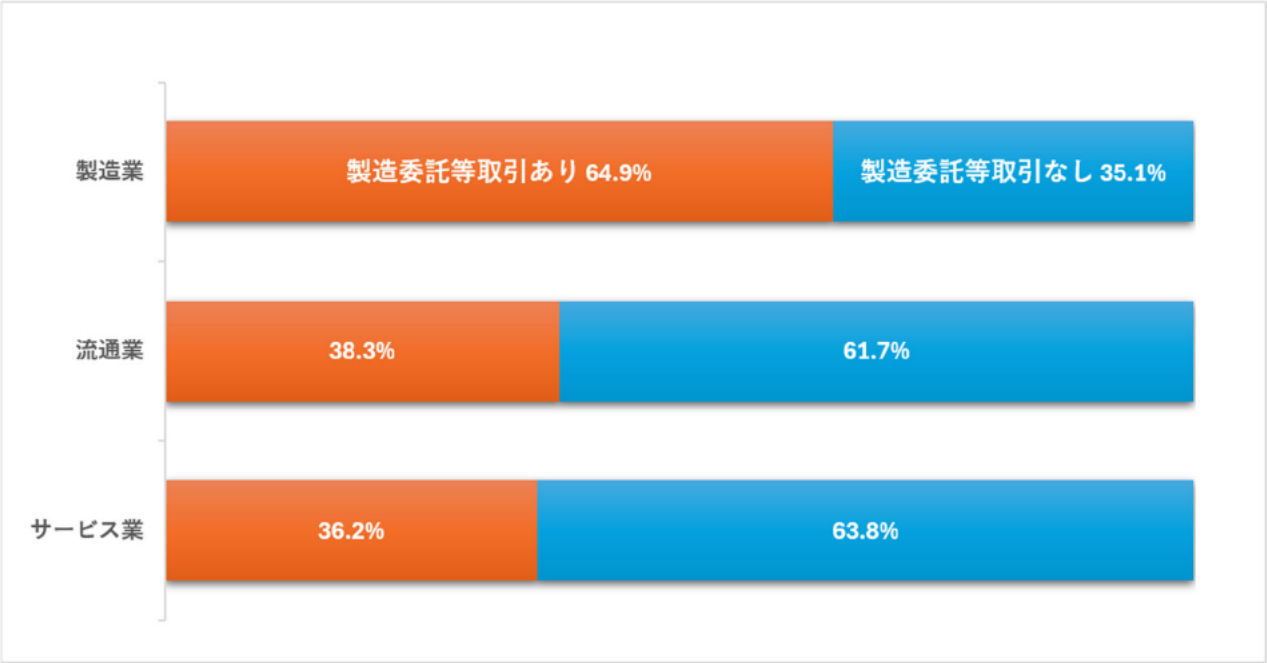
３業種分類	業種名（注１）	全回答者数	製造委託等ありの回答者数	注意喚起文書送付件数
―	総合工事業	1,199	283	16
製造業	家具・装備品製造業	249	137	16
製造業	印刷・同関連業	653	460	46
製造業	金属製品製造業	1,221	812	67
製造業	はん用機械器具製造業	820	546	44
製造業	生産用機械器具製造業	1,221	868	73
製造業	業務用機械器具製造業	420	288	28
製造業	輸送用機械器具製造業	848	619	59
サービス業	情報サービス業	2,818	1,291	47
サービス業	インターネット附随サービス業	199	81	1
サービス業	映像・音声・文字情報制作業	660	376	38
サービス業	道路貨物運送業	901	242	13
サービス業	倉庫業	291	82	2
サービス業	運輸に附帯するサービス業	531	182	8
サービス業	不動産取引業（注２）	807	81	0
サービス業	不動産賃貸業・管理業（注３）	814	119	3
サービス業	広告業	460	252	18
サービス業	技術サービス業	1,288	395	19
サービス業	自動車整備業	802	273	10
サービス業	ビルメンテナンス業・警備業（その他の事業サービス業）（注４）	816	253	9
―	酪農業・養鶏業（農業）（注５）	110	24	1
製造業	食料品製造業	1,203	526	36
製造業	パルプ・紙・紙加工品製造業	430	310	40
製造業	化学工業	736	484	56
製造業	石油製品・石炭製品製造業	139	65	2
製造業	プラスチック製品製造業	801	532	57
製造業	窯業・土石製品製造業	764	358	34
製造業	鉄鋼業	350	248	22
製造業	非鉄金属製造業	242	167	8
製造業	電子部品・デバイス・電子回路製造業	485	329	24
製造業	電気機械器具製造業	1,008	702	75
製造業	情報通信機械器具製造業	201	136	13

３業種分類	業種名（注１）	全回答者数	製造委託等ありの回答者数	注意喚起文書送付件数
―	電気業	550	80	3
―	ガス業	99	35	1
サービス業	通信業	151	41	4
サービス業	放送業	297	180	1
流通業	各種商品卸売業	377	150	9
流通業	飲食料品卸売業	1,135	401	17
流通業	建築材料、鉱物・金属材料等卸売業	1,607	650	61
流通業	機械器具卸売業	1,256	598	60
流通業	医薬品卸売業・医療用品卸売業（その他の卸売業）（注６）	170	62	7
流通業	各種商品小売業	508	159	9
流通業	飲食料品小売業	742	198	10
流通業	機械器具小売業	854	283	5
サービス業	専門サービス業	2,046	494	21
―	協同組合	2,084	484	21
―	その他の業種	371	226	21
合計		35,734	15,562	1,135

（注１）業種名は、原則として日本標準産業分類（令和５年７月告示　総務省）上の中分類による。
（注２）「不動産取引業」のうち、小分類の「不動産代理業・仲介業」を除外している。
（注３）「不動産賃貸業・管理業」のうち、小分類の「貸家業、貸間業」及び「駐車場業」を除外している。
（注４）「その他の事業サービス業」のうち、細分類の「ビルメンテナンス業」及び「警備業」を対象としている（ビルメンテナンス業・警備業は２業種としてカウント）。
（注５）「農業」のうち、細分類の「酪農業」及び「養鶏業」を対象としている。
（注６）「その他の卸売業」のうち、細分類の「医薬品卸売業」及び「医療用品卸売業」を対象としている。

別紙2

製造委託等取引の有無（３業種別）



製造委託等取引の有無（47 業種別）（N=35,734）

業種名（注１）	製造委託等あり	製造委託等なし
総合工事業	23.6%	76.4%
家具・装備品製造業	55.0%	45.0%
印刷・同関連業	70.4%	29.6%
金属製品製造業	66.5%	33.5%
はん用機械器具製造業	66.6%	33.4%
生産用機械器具製造業	71.1%	28.9%
業務用機械器具製造業	68.6%	31.4%
輸送用機械器具製造業	73.0%	27.0%
情報サービス業	45.8%	54.2%
インターネット附随サービス業	40.7%	59.3%
映像・音声・文字情報制作業	57.0%	43.0%
道路貨物運送業	26.9%	73.1%
倉庫業	28.2%	71.8%
運輸に附帯するサービス業	34.3%	65.7%
不動産取引業（注２）	10.0%	90.0%
不動産賃貸業・管理業（注３）	14.6%	85.4%
広告業	54.8%	45.2%
技術サービス業	30.7%	69.3%

業種名（注１）	製造委託等あり	製造委託等なし
自動車整備業	34.0%	66.0%
ビルメンテナンス業・警備業（その他の事業サービス業）（注４）	31.0%	69.0%
酪農業・養鶏業（農業）（注５）	21.8%	78.2%
食料品製造業	43.7%	56.3%
パルプ・紙・紙加工品製造業	72.1%	27.9%
化学工業	65.8%	34.2%
石油製品・石炭製品製造業	46.8%	53.2%
プラスチック製品製造業	66.4%	33.6%
窯業・土石製品製造業	46.9%	53.1%
鉄鋼業	70.9%	29.1%
非鉄金属製造業	69.0%	31.0%
電子部品・デバイス・電子回路製造業	67.8%	32.2%
電気機械器具製造業	69.6%	30.4%
情報通信機械器具製造業	67.7%	32.3%
電気業	14.5%	85.5%
ガス業	35.4%	64.6%
通信業	27.2%	72.8%
放送業	60.6%	39.4%
各種商品卸売業	39.8%	60.2%
飲食料品卸売業	35.3%	64.7%
建築材料、鉱物・金属材料等卸売業	40.4%	59.6%
機械器具卸売業	47.6%	52.4%
医薬品卸売業・医療用品卸売業（その他の卸売業）（注６）	36.5%	63.5%
各種商品小売業	31.3%	68.7%
飲食料品小売業	26.7%	73.3%
機械器具小売業	33.1%	66.9%
専門サービス業	24.1%	75.9%
協同組合	23.2%	76.8%
全体	**43.6%**	**56.4%**

（注１）業種名は、原則として日本標準産業分類（令和５年７月告示　総務省）上の中分類による。
（注２）「不動産取引業」のうち、小分類の「不動産代理業・仲介業」を除外している。
（注３）「不動産賃貸業・管理業」のうち、小分類の「貸家業、貸間業」及び「駐車場業」を除外している。
（注４）「その他の事業サービス業」のうち、細分類の「ビルメンテナンス業」及び「警備業」を対象としている（ビルメンテナンス業・警備業は２業種としてカウント）。
（注５）「農業」のうち、細分類の「酪農業」及び「養鶏業」を対象としている。
（注６）「その他の卸売業」のうち、細分類の「医薬品卸売業」及び「医療用品卸売業」を対象としている。

別紙３－１

製造委託等の取引代金の支払手段（業種別）（N=15,167）

※複数回答可

業種	現金払	電子記録債権・一括決済方式による支払	手形払	その他
製造業	96.7%	13.2%	1.7%	0.5%
流通業	95.8%	7.0%	1.4%	0.7%
サービス業	98.6%	2.4%	0.3%	0.3%

製造委託等の取引代金の支払手段（取引段階別）

※複数回答可

取引段階	現金払	電子記録債権・一括決済方式による支払	手形払	その他
需要者等	97.0%	9.9%	1.1%	0.5%
１次受注者	97.4%	9.4%	1.4%	0.6%
２次受注者	96.7%	9.2%	1.6%	0.3%
３次受注者以降	95.8%	7.7%	2.2%	0.7%

別紙３－２

製造委託等の取引代金の支払手段（47 業種別）（N=15,167）

※複数回答可

業種名（注１）	現金払	電子記録債権・一括決済方式による支払	手形払	その他
総合工事業	97.5%	4.6%	2.1%	－
家具・装備品製造業	100%	11.7%	0.7%	－
印刷・同関連業	97.2%	14.6%	3.7%	0.7%
金属製品製造業	95.3%	13.3%	2.7%	0.6%
はん用機械器具製造業	95.2%	18.2%	2.0%	－
生産用機械器具製造業	96.5%	16.7%	1.8%	0.7%
業務用機械器具製造業	97.9%	16.3%	2.1%	0.7%
輸送用機械器具製造業	96.8%	14.1%	1.1%	0.6%
情報サービス業	99.5%	0.5%	0.1%	0.2%
インターネット附随サービス業	96.3%	－	－	－
映像・音声・文字情報制作業	98.7%	6.9%	1.1%	0.5%
道路貨物運送業	98.8%	3.3%	0.4%	－
倉庫業	100%	2.4%	－	－
運輸に附帯するサービス業	98.9%	3.3%	－	－
不動産取引業（注２）	98.8%	1.2%	1.2%	－
不動産賃貸業・管理業（注３）	97.5%	－	－	0.8%
広告業	98.8%	2.4%	0.8%	0.8%
技術サービス業	99.2%	5.1%	1.0%	－
自動車整備業	95.6%	8.1%	1.5%	1.1%
ビルメンテナンス業・警備業（その他の事業サービス業）（注４）	98.0%	0.8%	－	0.4%
酪農業・養鶏業（農業）（注５）	95.8%	－	－	－
食料品製造業	98.1%	3.4%	0.2%	－
パルプ・紙・紙加工品製造業	97.4%	20.4%	2.3%	1.9%
化学工業	96.1%	10.3%	0.8%	0.2%
石油製品・石炭製品製造業	98.5%	9.2%	1.5%	－
プラスチック製品製造業	97.0%	14.7%	2.1%	0.6%
窯業・土石製品製造業	97.5%	11.5%	1.4%	1.1%
鉄鋼業	92.3%	12.5%	2.4%	0.4%
非鉄金属製造業	99.4%	13.8%	3.0%	－
電子部品・デバイス・電子回路製造業	97.6%	11.6%	0.3%	0.6%
電気機械器具製造業	96.4%	13.0%	1.6%	0.4%

業種名（注１）	現金払	電子記録債権・一括決済方式による支払	手形払	その他
情報通信機械器具製造業	96.3%	10.3%	0.7%	―
電気業	96.3%	3.8%	―	―
ガス業	100%	―	―	―
通信業	95.1%	―	―	―
放送業	99.4%	0.6%	―	―
各種商品卸売業	95.3%	4.7%	2.7%	2.0%
飲食料品卸売業	95.5%	1.8%	0.5%	0.5%
建築材料、鉱物・金属材料等卸売業	93.5%	12.2%	1.5%	0.6%
機械器具卸売業	96.0%	11.7%	0.8%	0.5%
医薬品卸売業・医療用品卸売業（その他の卸売業）（注６）	96.8%	4.8%	1.6%	―
各種商品小売業	95.6%	6.9%	1.9%	1.9%
飲食料品小売業	97.4%	2.0%	1.5%	―
機械器具小売業	98.6%	3.9%	1.1%	1.4%
専門サービス業	98.4%	1.4%	0.2%	―
協同組合	96.7%	3.7%	―	1.2%
全体	97.1%	8.9%	1.2%	0.5%

（注１）業種名は、原則として日本標準産業分類（令和５年７月告示　総務省）上の中分類による。
（注２）「不動産取引業」のうち、小分類の「不動産代理業・仲介業」を除外している。
（注３）「不動産賃貸業・管理業」のうち、小分類の「貸家業、貸間業」及び「駐車場業」を除外している。
（注４）「その他の事業サービス業」のうち、細分類の「ビルメンテナンス業」及び「警備業」を対象としている（ビルメンテナンス業・警備業は２業種としてカウント）。
（注５）「農業」のうち、細分類の「酪農業」及び「養鶏業」を対象としている。
（注６）「その他の卸売業」のうち、細分類の「医薬品卸売業」及び「医療用品卸売業」を対象としている。

別紙4－1

支払期日までの期間における中央値・平均値（47 業種別）（N=9,887）

業種名（注１）	中央値（日数）	平均値（日数）
総合工事業	30 日	33.1 日
家具・装備品製造業	31 日	36.9 日
印刷・同関連業	30 日	37.4 日
金属製品製造業	35 日	38.6 日
はん用機械器具製造業	40 日	40.2 日
生産用機械器具製造業	40 日	40.4 日
業務用機械器具製造業	38 日	40.0 日
輸送用機械器具製造業	45 日	43.4 日
情報サービス業	30 日	38.9 日
インターネット附随サービス業	30 日	37.5 日
映像・音声・文字情報制作業	30 日	39.1 日
道路貨物運送業	40 日	41.7 日
倉庫業	40 日	38.8 日
運輸に附帯するサービス業	38 日	39.8 日
不動産取引業（注２）	30 日	28.3 日
不動産賃貸業・管理業（注３）	30 日	35.8 日
広告業	40 日	40.8 日
技術サービス業	30 日	36.2 日
自動車整備業	30 日	31.6 日
ビルメンテナンス業・警備業（その他の事業サービス業）（注４）	31 日	38.2 日
酪農業・養鶏業（農業）（注５）	35 日	36.0 日
食料品製造業	31 日	39.9 日
パルプ・紙・紙加工品製造業	30 日	37.3 日
化学工業	42 日	41.3 日
石油製品・石炭製品製造業	40 日	38.9 日
プラスチック製品製造業	40 日	40.2 日
窯業・土石製品製造業	35 日	38.3 日
鉄鋼業	45 日	41.2 日
非鉄金属製造業	43 日	40.5 日
電子部品・デバイス・電子回路製造業	40 日	44.1 日
電気機械器具製造業	40 日	41.6 日
情報通信機械器具製造業	40 日	42.1 日

業種名（注１）	中央値（日数）	平均値（日数）
電気業	30 日	42.8 日
ガス業	45 日	43.9 日
通信業	30 日	39.4 日
放送業	31 日	37.7 日
各種商品卸売業	33 日	35.4 日
飲食料品卸売業	30 日	36.1 日
建築材料、鉱物・金属材料等卸売業	31 日	39.4 日
機械器具卸売業	40 日	40.3 日
医薬品卸売業・医療用品卸売業（その他の卸売業）（注６）	45 日	42.9 日
各種商品小売業	38 日	38.3 日
飲食料品小売業	30 日	35.6 日
機械器具小売業	30 日	32.5 日
専門サービス業	30 日	38.1 日
協同組合	30 日	36.7 日
全体	**35 日**	**38.9 日**

（注１）業種名は、原則として日本標準産業分類（令和５年７月告示　総務省）上の中分類による。
（注２）「不動産取引業」のうち、小分類の「不動産代理業・仲介業」を除外している。
（注３）「不動産賃貸業・管理業」のうち、小分類の「貸家業、貸間業」及び「駐車場業」を除外している。
（注４）「その他の事業サービス業」のうち、細分類の「ビルメンテナンス業」及び「警備業」を対象としている（ビルメンテナンス業・警備業は２業種としてカウント）。
（注５）「農業」のうち、細分類の「酪農業」及び「養鶏業」を対象としている。
（注６）「その他の卸売業」のうち、細分類の「医薬品卸売業」及び「医療用品卸売業」を対象としている。

別紙４－２

支払期日までの期間の割合（47 業種別）（N=12,754）

業種名（注１）	60 日以内	60 日超
総合工事業	93.6%	6.4%
家具・装備品製造業	87.2%	12.8%
印刷・同関連業	85.9%	14.1%
金属製品製造業	86.3%	13.7%
はん用機械器具製造業	88.1%	11.9%
生産用機械器具製造業	87.1%	12.9%
業務用機械器具製造業	87.1%	12.9%
輸送用機械器具製造業	86.6%	13.4%
情報サービス業	95.7%	4.3%
インターネット附随サービス業	98.4%	1.6%
映像・音声・文字情報制作業	88.1%	11.9%
道路貨物運送業	93.9%	6.1%
倉庫業	97.1%	2.9%
運輸に附帯するサービス業	94.0%	6.0%
不動産取引業（注２）	100%	－
不動産賃貸業・管理業（注３）	97.0%	3.0%
広告業	91.7%	8.3%
技術サービス業	93.9%	6.1%
自動車整備業	93.8%	6.3%
ビルメンテナンス業・警備業（その他の事業サービス業）（注４）	95.2%	4.8%
酪農業・養鶏業（農業）（注５）	94.7%	5.3%
食料品製造業	90.6%	9.4%
パルプ・紙・紙加工品製造業	80.8%	19.2%
化学工業	84.7%	15.3%
石油製品・石炭製品製造業	93.6%	6.4%
プラスチック製品製造業	84.4%	15.6%
窯業・土石製品製造業	87.2%	12.8%
鉄鋼業	86.0%	14.0%
非鉄金属製造業	89.7%	10.3%
電子部品・デバイス・電子回路製造業	88.3%	11.7%
電気機械器具製造業	86.6%	13.4%
情報通信機械器具製造業	87.4%	12.6%
電気業	96.7%	3.3%

業種名（注１）	60日以内	60日超
ガス業	96.3%	3.7%
通信業	87.1%	12.9%
放送業	99.4%	0.6%
各種商品卸売業	92.1%	7.9%
飲食料品卸売業	94.6%	5.4%
建築材料、鉱物・金属材料等卸売業	84.4%	15.6%
機械器具卸売業	84.7%	15.3%
医薬品卸売業・医療用品卸売業（その他の卸売業）（注６）	83.3%	16.7%
各種商品小売業	93.2%	6.8%
飲食料品小売業	93.0%	7.0%
機械器具小売業	97.3%	2.7%
専門サービス業	94.8%	5.3%
協同組合	93.5%	6.5%
全体	**89.7%**	**10.3%**

（注１）業種名は、原則として日本標準産業分類（令和５年７月告示　総務省）上の中分類による。
（注２）「不動産取引業」のうち、小分類の「不動産代理業・仲介業」を除外している。
（注３）「不動産賃貸業・管理業」のうち、小分類の「貸家業、貸間業」及び「駐車場業」を除外している。
（注４）「その他の事業サービス業」のうち、細分類の「ビルメンテナンス業」及び「警備業」を対象としている（ビルメンテナンス業・警備業は２業種としてカウント）。
（注５）「農業」のうち、細分類の「酪農業」及び「養鶏業」を対象としている。
（注６）「その他の卸売業」のうち、細分類の「医薬品卸売業」及び「医療用品卸売業」を対象としている。

別紙４－３

60 日超に設定した取引がある者における、最も長い支払期日までの期間の割合、中央値・平均値（47 業種別）（N=1,313）

業種名（注１）	最も長い支払期日までの期間の割合			中央値	平均値
	61 日～90 日	91 日～120 日	120 日超		
総合工事業	57.1%	21.4%	21.4%	90 日	103.9 日
家具・装備品製造業	26.7%	53.3%	20.0%	120 日	114.1 日
印刷・同関連業	59.3%	24.1%	16.7%	90 日	101.5 日
金属製品製造業	44.4%	22.2%	33.3%	108 日	114.6 日
はん用機械器具製造業	30.4%	28.6%	41.1%	120 日	139.9 日
生産用機械器具製造業	40.9%	34.4%	24.7%	120 日	114.2 日
業務用機械器具製造業	34.4%	34.4%	31.3%	120 日	119.5 日
輸送用機械器具製造業	34.3%	30.0%	35.7%	120 日	125.7 日
情報サービス業	91.5%	2.1%	6.4%	90 日	93.2 日
インターネット附随サービス業	100%	－	－	90 日	90.0 日
映像・音声・文字情報制作業	78.4%	10.8%	10.8%	90 日	92.2 日
道路貨物運送業	84.6%	－	15.4%	90 日	94.2 日
倉庫業	100%	－	－	80 日	80.0 日
運輸に附帯するサービス業	77.8%	－	22.2%	90 日	97.2 日
不動産取引業（注２）	－	－	－	－	－
不動産賃貸業・管理業（注３）	100%	－	－	90 日	90.0 日
広告業	82.4%	5.9%	11.8%	90 日	96.8 日
技術サービス業	65.0%	5.0%	30.0%	90 日	108.0 日
自動車整備業	76.9%	15.4%	7.7%	80 日	84.8 日
ビルメンテナンス業・警備業（その他の事業サービス業）（注４）	80.0%	10.0%	10.0%	78 日	88.0 日
酪農業・養鶏業（農業）（注５）	100%	－	－	90 日	90.0 日
食料品製造業	46.3%	29.3%	24.4%	105 日	113.3 日
パルプ・紙・紙加工品製造業	35.4%	35.4%	29.2%	120 日	118.7 日
化学工業	20.3%	37.3%	42.4%	120 日	128.5 日
石油製品・石炭製品製造業	33.3%	33.3%	33.3%	120 日	126.7 日
プラスチック製品製造業	44.1%	32.4%	23.5%	95 日	108.6 日
窯業・土石製品製造業	45.9%	32.4%	21.6%	110 日	112.8 日
鉄鋼業	33.3%	46.7%	20.0%	120 日	120.8 日
非鉄金属製造業	53.3%	20.0%	26.7%	90 日	111.7 日

業種名（注１）	最も長い支払期日までの期間の割合			中央値	平均値
	61日～90日	91日～120日	120日超		
電子部品・デバイス・電子回路製造業	48.5%	9.1%	42.4%	92日	124.5日
電気機械器具製造業	28.8%	22.5%	48.8%	120日	137.5日
情報通信機械器具製造業	35.7%	21.4%	42.9%	120日	128.1日
電気業	50.0%	50.0%	－	88日	87.5日
ガス業	100%	－	－	65日	65.0日
通信業	50.0%	－	50.0%	145日	149.0日
放送業	100%	－	－	75日	75.0日
各種商品卸売業	33.3%	33.3%	33.3%	120日	125.0日
飲食料品卸売業	70.6%	23.5%	5.9%	90日	94.2日
建築材料、鉱物・金属材料等卸売業	32.1%	35.9%	32.1%	120日	120.7日
機械器具卸売業	35.6%	27.4%	37.0%	120日	120.1日
医薬品卸売業・医療用品卸売業（その他の卸売業）（注６）	42.9%	42.9%	14.3%	120日	108.6日
各種商品小売業	66.7%	33.3%	－	90日	97.3日
飲食料品小売業	45.5%	36.4%	18.2%	110日	122.3日
機械器具小売業	66.7%	33.3%	－	90日	96.7日
専門サービス業	71.4%	19.0%	9.5%	90日	107.9日
協同組合	72.0%	12.0%	16.0%	90日	110.1日
全体	**46.3%**	**25.9%**	**27.8%**	**105日**	**115.5日**

（注１）業種名は、原則として日本標準産業分類（令和５年７月告示　総務省）上の中分類による。
（注２）「不動産取引業」のうち、小分類の「不動産代理業・仲介業」を除外している。
（注３）「不動産賃貸業・管理業」のうち、小分類の「貸家業、貸間業」及び「駐車場業」を除外している。
（注４）「その他の事業サービス業」のうち、細分類の「ビルメンテナンス業」及び「警備業」を対象としている（ビルメンテナンス業・警備業は２業種としてカウント）。
（注５）「農業」のうち、細分類の「酪農業」及び「養鶏業」を対象としている。
（注６）「その他の卸売業」のうち、細分類の「医薬品卸売業」及び「医療用品卸売業」を対象としている。

別紙5

委託事業者が支払期日までの期間を 60 日超とした理由（47 業種別）（N=1,331、複数回答可）

業種名（注１）	資金繰り	取引先から60 日超で代金が支払われている	取適法適用外	取引先からサイト短縮の申出なし	社内規定	業界の慣習	十分な協議の上支払条件を合意	その他
総合工事業	14.3%	21.4%	7.1%	7.1%	14.3%	21.4%	－	28.6%
家具・装備品製造業	25.0%	43.8%	6.3%	12.5%	6.3%	18.8%	6.3%	25.0%
印刷・同関連業	36.4%	36.4%	12.7%	25.5%	18.2%	12.7%	－	18.2%
金属製品製造業	35.2%	37.4%	25.3%	20.9%	22.0%	5.5%	2.2%	16.5%
はん用機械器具製造業	26.8%	39.3%	23.2%	12.5%	21.4%	7.1%	7.1%	17.9%
生産用機械器具製造業	52.7%	34.4%	26.9%	23.7%	22.6%	4.3%	4.3%	12.9%
業務用機械器具製造業	27.3%	24.2%	33.3%	21.2%	30.3%	6.1%	3.0%	24.2%
輸送用機械器具製造業	35.7%	17.1%	34.3%	8.6%	15.7%	4.3%	5.7%	14.3%
情報サービス業	27.1%	31.3%	25.0%	12.5%	18.8%	8.3%	20.8%	27.1%
インターネット附随サービス業	－	－	－	100%	－	－	－	－
映像・音声・文字情報制作業	35.9%	30.8%	15.4%	23.1%	23.1%	12.8%	10.3%	20.5%
道路貨物運送業	21.4%	14.3%	28.6%	14.3%	28.6%	－	－	35.7%
倉庫業	50.0%	50.0%	－	－	－	－	－	－
運輸に附帯するサービス業	33.3%	66.7%	22.2%	22.2%	－	－	－	33.3%
不動産取引業（注２）	－	－	－	－	－	－	－	－
不動産賃貸業・管理業（注３）	－	33.3%	33.3%	66.7%	－	－	－	－
広告業	29.4%	29.4%	11.8%	29.4%	17.6%	11.8%	23.5%	11.8%
技術サービス業	30.0%	15.0%	15.0%	10.0%	30.0%	5.0%	10.0%	5.0%

業種名（注１）	資金繰り	取引先から60日超で代金が支払われている	取適法適用外	取引先からサイト短縮の申出なし	社内規定	業界の慣習	十分な協議の上支払条件を合意	その他
自動車整備業	46.2%	23.1%	7.7%	15.4%	―	―	―	38.5%
ビルメンテナンス業・警備業（その他の事業サービス業）（注４）	20.0%	40.0%	10.0%	20.0%	30.0%	10.0%	―	20.0%
酪農業・養鶏業（農業）（注５）	―	―	―	―	―	―	100%	―
食料品製造業	34.9%	27.9%	20.9%	23.3%	9.3%	23.3%	11.6%	23.3%
パルプ・紙・紙加工品製造業	51.0%	46.9%	24.5%	20.4%	6.1%	12.2%	4.1%	14.3%
化学工業	28.8%	40.7%	32.2%	25.4%	13.6%	11.9%	10.2%	27.1%
石油製品・石炭製品製造業	50.0%	50.0%	―	25.0%	25.0%	―	―	50.0%
プラスチック製品製造業	31.9%	36.2%	23.2%	17.4%	11.6%	5.8%	11.6%	23.2%
窯業・土石製品製造業	23.1%	33.3%	23.1%	23.1%	20.5%	25.6%	5.1%	12.8%
鉄鋼業	30.0%	30.0%	26.7%	16.7%	3.3%	20.0%	10.0%	16.7%
非鉄金属製造業	40.0%	33.3%	40.0%	13.3%	13.3%	6.7%	13.3%	20.0%
電子部品・デバイス・電子回路製造業	35.3%	20.6%	47.1%	17.6%	17.6%	2.9%	8.8%	20.6%
電気機械器具製造業	33.8%	26.3%	38.8%	13.8%	30.0%	6.3%	11.3%	22.5%
情報通信機械器具製造業	21.4%	7.1%	35.7%	28.6%	35.7%	―	14.3%	14.3%
電気業	―	33.3%	33.3%	―	33.3%	―	―	―
ガス業	―	―	―	―	100%	―	―	100%
通信業	50.0%	―	50.0%	―	―	―	50.0%	100%
放送業	―	―	100%	―	―	―	―	―
各種商品卸売業	22.2%	44.4%	22.2%	11.1%	11.1%	11.1%	11.1%	55.6%
飲食料品卸売業	50.0%	33.3%	11.1%	22.2%	―	27.8%	5.6%	16.7%

業種名（注１）	資金繰り	取引先から60日超で代金が支払われている	取適法適用外	取引先からサイト短縮の申出なし	社内規定	業界の慣習	十分な協議の上支払条件を合意	その他
建築材料、鉱物・金属材料等卸売業	25.6%	46.2%	24.4%	26.9%	11.5%	12.8%	6.4%	17.9%
機械器具卸売業	23.3%	45.2%	34.2%	24.7%	17.8%	8.2%	8.2%	20.5%
医薬品卸売業・医療用品卸売業（その他の卸売業）（注６）	28.6%	28.6%	14.3%	―	28.6%	42.9%	―	28.6%
各種商品小売業	22.2%	―	33.3%	55.6%	―	―	―	22.2%
飲食料品小売業	45.5%	9.1%	18.2%	18.2%	―	36.4%	18.2%	45.5%
機械器具小売業	50.0%	―	50.0%	16.7%	―	16.7%	16.7%	33.3%
専門サービス業	28.6%	14.3%	14.3%	9.5%	14.3%	28.6%	9.5%	33.3%
協同組合	36.0%	16.0%	4.0%	32.0%	24.0%	8.0%	8.0%	24.0%
全体	**32.8%**	**32.2%**	**25.6%**	**19.5%**	**17.4%**	**10.1%**	**7.7%**	**20.7%**

（注１）業種名は、原則として日本標準産業分類（令和５年７月告示　総務省）上の中分類による。

（注２）「不動産取引業」のうち、小分類の「不動産代理業・仲介業」を除外している。

（注３）「不動産賃貸業・管理業」のうち、小分類の「貸家業、貸間業」及び「駐車場業」を除外している。

（注４）「その他の事業サービス業」のうち、細分類の「ビルメンテナンス業」及び「警備業」を対象としている（ビルメンテナンス業・警備業は２業種としてカウント）。

（注５）「農業」のうち、細分類の「酪農業」及び「養鶏業」を対象としている。

（注６）「その他の卸売業」のうち、細分類の「医薬品卸売業」及び「医療用品卸売業」を対象としている。

別紙６

支払遅延の問題につながるおそれのある主な事例

業種	支払遅延の内容
窯業・土石製品製造業 【関東甲信越】	窯業製品製造業者は、研磨材の原料の粉砕の委託取引について、当該取引が取適法の対象にならないため､受領してから最長 100 日で代金を支払っていた。
印刷・同関連業 【中国】	印刷業者は、印刷の委託取引について、資本金の観点から取適法の対象ではないため、受領してから最長 81 日で代金を支払っていた。
電気機械器具製造業 【九州】	電気機械器具製造業者は、検査装置の製造等の委託取引について、自社の資金繰りを回し、また、取適法の対象ではないことから、受領してから最長 80 日で代金を支払っていた。
生産用機械器具製造業 【東北】	生産用機械器具製造業者社は、機械器具の製造の委託取引について、取適法が適用される取引では受領から 60 日以内に代金を支払う一方、取適法が適用されない取引では、受領してから最長 160 日で代金を支払っていた。
機械器具卸売業 【近畿】	機械器具卸売業者は、生産用機械器具の製造の委託取引について、自社の顧客からの支払期日までの期間が 60 日を超えているため、資金繰りを回し、また、受託事業者との委託取引が取適法の対象ではないことから、受領してから最長 75 日で代金を支払っていた。
プラスチック製品製造業 【関東甲信越】	プラスチック製品製造業者は、プラスチック製品の印刷・加工の委託取引について、自社の顧客から 60 日を超えて支払われていること、資金繰りを回し、受託事業者から支払期日までの期間短縮を求められたことがないこと、自社の資本金・従業員数が取適法の基準を満たしておらず、取適法の対象とならないことなどから、受託事業者に対して受領してから最長 80 日で代金を支払っていた。 なお、当該プラスチック製品製造業者は、今回の支払調査を受けるまでは支払告示について知らなかったため、令和９年４月の施行を見据えて支払期日までの期間を短縮するように検討するとともに、自社の顧客に対しても支払期日までの期間を短縮するように要請するつもりである。
非鉄金属製造業 【中部】	非鉄金属製造業者は、金属の切削加工の委託取引について、自社の顧客から発生・譲渡記録日から満期日までの期間が 120 日での電子記録債権で代金が支払われているため、受領してから最長 65 日で代金を支払っていた。 なお、当該非鉄金属製造業者は、自社の資金繰りを改善するために顧客に対し電子記録債権の期間の短縮を申し入れたいものの、満期までの期間が長いのは業界の慣習であり、また、自社と顧客との取引は取適法の対象ではないことから、申し入れずにいる。
飲食料品小売業 【東北】	飲食料品小売業者は、ＰＢ商品の製造の委託取引について、長期の支払サイトが業界の慣習であるため、受領してから最長 70 日で代金を支払っていた。
金属製品製造業 【四国】	金属製品製造業者は、金属製品の製造の委託取引について、これまで受託事業者から何ら支払期日までの期間を短縮してほしいといった申出がなかったため、受領してから最長 140 日で代金を支払っていた。
食料品製造業 【沖縄】	食料品製造業者は、食料品の製造・加工の委託取引について、受託事業者から支払期日までの期間を短縮してほしいといった申出がなかったため、受領してから最長 120 日で代金を支払っていた。

業種	支払遅延の内容
金属製品製造業 【関東甲信越】	金属製品製造業者は、自動車部品の製造・加工の委託取引について、自社の顧客からの支払が電子記録債権等で現金化まで時間を要し、資金繰りを回すため、受領してから最長 90 日で代金を支払っていた。
機械器具卸売業 【東北】	機械器具卸売業者社は、機械等の修理の委託取引について、自社の資金繰りを回すため、受領してから最長 65 日で代金を支払っていた。
印刷・同関連業 【関東甲信越】	印刷業者は、書籍、雑誌等の印刷、製本作業の委託取引について、自社の顧客からの支払期日までの期間が 60 日を超えており、資金繰りを回すため、受領してから最長 70 日で代金を支払っていた。 当該印刷業者は、自社の顧客に対し、かつて支払期日までの期間を短縮するように申し入れることを検討したものの、当該顧客が値上げを申し入れた取引先との契約を切ったとの噂を聞いたことがあり、支払期日までの期間を短縮するように申し入れると自社との取引を切られることを懸念し、これまでそうした申入れを行うことをためらっている。
生産用機械器具製造業 【中部】	生産用機械器具製造業者は、金型の加工の委託取引について、顧客からの支払時期とのタイムラグによる資金ショートを回避するため、受領してから最長 75 日で代金を支払っていた。
建築材料、鉱物・金属材料等卸売業 【東北】	建築材料、鉱物・金属材料等卸売業者は、金属製品の加工の委託取引について、顧客からの支払が月末であり、自社の資金繰りに余裕を持たせるために、「毎月末日締切、翌々月 5 日支払」という支払制度を採っており、受領してから最長 65 日で代金を支払っていた。
情報サービス業 【関東甲信越】	情報サービス業者は、情報システムの開発・運用・保守の委託取引について、顧客からの支払が月末であるため、月末の当該顧客からの売掛金の回収状況、自社の資金繰りを確認した上で受託事業者に対し支払うこととし、「毎月末日締切、翌々月 15 日支払」という支払制度を採っていたため、受領してから最長 75 日で代金を支払っていた。
家具・装備品製造業 【関東甲信越】	家具製造業者は、各種部品加工等の委託取引について、受託事業者から請求書を提出されなければ代金支払の手続を一切進められないという社内制度があるところ、当該請求書の提出が遅かったため、受領してから 60 日を超えて支払っていた。
自動車整備業 【関東甲信越】	自動車整備業者は、修理等の委託取引について、先代の社長の時代からのやり方をそのまま引き継いで受領してから最長 70 日で代金を支払っていた。 なお、当該自動車整備業者は、今回の支払調査を受けるまでは支払告示について知らなかったため、令和９年４月の施行を見据えて支払期日までの期間を短縮するように検討している。
電気機械器具製造業 【北海道】	電気機械器具製造業者は、塗装の委託取引について、かなり以前から、受領してから最長 65 日で代金を支払っていた。このような支払制度を採っている理由については今となっては不明である。

別紙７

取適法施行に伴い支払手段が現金払に変更されたことによるプラスの事例

業種	内容
自動車整備業 【関東甲信越】	当社のような中小企業にとって、令和８年１月以降の取適法改正により代金をより早期に現金化できるようになったことで、資金繰りの面で大きなメリットを感じている。
金属製品製造業 【中部】	主要な顧客からの支払方法が現金払に変更され、従前、自社が負担していた割引手数料等が減少した。従業員の給与等を引き上げた上、新規の設備投資をすることができた。
映像・音声・文字情報制作業 【関東甲信越】	多くの顧客からの支払方法が変更され、割引手数料等の負担が減少し、余剰資金が生じた。自社の従業員に対し、賃上げや賞与の増額などを実施した。
はん用機械器具製造業 【関東甲信越】	顧客からの支払方法が現金払に変更され、資金の余裕が生じた。新たな人材の採用や賃上げ（ベースアップ）など、従業員への還元策を実施した。
金属製品製造業 【四国】	顧客からの支払方法がそれまでの手形払から現金払に変更され、手形割引料等のコストの負担が減ったことにより生じた余剰資金で、賃上げや賞与の増額など従業員への還元を実施した。また、より良い人材を獲得するために新規採用者の給与も引き上げることができた。
プラスチック製品製造業 【東北】	顧客からの支払方法がそれまでの手形払から現金払に変更され、また、手形割引料、決済手数料、支払利息等の資金繰りコストの負担が減少し、これにより生じた余剰資金で、最新設備、ソフトウェア、DX ツールの導入等の生産性向上のための投資を行うことができた。
金属製品製造業 【関東甲信越】	顧客からの支払方法が手形払から現金払に変更され、余剰資金が生じた。これにより、自社の改修費用として充当することができた。
印刷・同関連業 【関東甲信越】	顧客からの支払方法がそれまでの手形払から現金払に変更され、また、振込手数料など決済に係る手数料を負担してくれることにより、資金繰りに係るコストの負担が軽減されるとともに、売掛金の回転期間が短縮され資金繰りが大幅に改善した。さらに、余剰資金を利用して売掛金保証サービスに加入しリスクマネジメントをできるようになった。
プラスチック製品製造業 【関東甲信越】	従前、顧客からの支払方法は手形払であったものの、今年１月から現金払又は一部電債払に変更となった。これにより、毎月、当社が負担していた手形割引料を削減することができた。
業務用機械器具製造業 【関東甲信越】	顧客からの支払方法が手形払から現金払又は電債払に変更されたため、自社が負担する手数料等のコストが減少した。
金属製品製造業 【中国】	全ての顧客からの支払方法が現金払となり、また、手形割引料、決済手数料、支払利息等のコストが減少した。また、当社の従業員が行っていた、手形の不渡りなどを管理するセキュリティコスト、取立事務の負担が軽減された。

業種	内容
建築材料、鉱物・金属材料等卸売業【関東甲信越】	支払方法がそれまでの手形払から現金払に変更されたことにより生じた余剰資金を、銀行からの借入金の返済に充て、借入金を圧縮できた。
電子回路製造業【北海道】	顧客からの支払方法がそれまでの手形払から現金払に変更され、現金を引渡しから２か月ほどで手にすることができるようになり、資金繰りが大幅に改善した。